

審査基準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法

根 拠 条 項： 第77条第1項

処 分 の 概 要： 道路の使用の許可

原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）

法 令 の 定 め： 道路交通法第77条第2項（許可要件）、第77条第3項（条件の付加）、第78条（許可の手続）、第113条第1項（道路使用許可の手数料）

道路交通法施行規則第10条（道路使用許可証の様式等）

審 査 基 準： 別紙参照

標準処理期間： 別紙参照

申 請 先： 申請書は、あなたの道路使用行為に係る場所を管轄する警察署の交通課（高速自動車国道にあっては高速道路交通警察隊）窓口に提出してください。

問い合わせ先： 別紙のとおり各警察署交通課（係）

又は高速道路交通警察隊

備 考： 行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に申請することとなります。

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可することができる。

1 「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」とは、特別な交通規制を実施しなくとも次のすべての基準を満たし、道路交通の安全と円滑が確保される場合をいう。

- (1) 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。
- (2) 交通需要に見合った交通容量が確保できていること。
- (3) 信号機、道路標識その他交通安全施設等の効用を阻害すること等により道路交通の安全と円滑に支障を生じないこと。

2 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき

法第77条第3項の規定により付した条件を遵守すれば、上記1のすべての基準を満たす場合をいう。

3 現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

上記1又は2の条件を満たさないが、下記の(1)又は(2)のいずれかに該当し、さらに(3)に掲げる基準のすべてを満たす場合に許可することがやむを得ないと認められるときをいう。

- (1) 「公益上の必要性が認められる場合」とは次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準ずる者（電気、ガス、水道の公共交通事業者等）がその活動として行うものであること。
 - イ 国家的規模で又は地域全体で行われるものであって、国民もしくは地域住民の総意によりもしくは賛同を得て行われるものであること。
 - ウ 基本的人権その他の重要な国民の権利の行使として行われるものであること。
- (2) 「社会慣習上の必要性が認められる場合」とは、類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合をいうものとする。
- (3) やむを得ないと認める基準
 - ア 道路外で実施する等許可対象行為でない形態・方法により実施することができない場合であって、道路を使用する場所的・時間的範囲等が交通に与える影響の観点から最小限度に設定されていること。
 - イ (1)又は(2)により認められる公益上又は社会慣習上の必要性が交通の妨害となる程度を考量して不許可とする必要性を上回るものであること。

- ウ 交通の危険を生じさせるおそれがないこと。
- エ 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。
- オ 交通の安全及び円滑を確保すること等のため、迂回路の設定や交通規制の実施等の特別の措置を必要とする場合にあっては、事前に当該措置を実施するために必要な準備が講じられていること。

標準処理期間

7日（行政庁の休日は含まない）

なお、法第78条第2項の規定に基づき、道路の管理者を経由して提出された申請については、上記日数に道路の管理者が当該申請を処理するために要する日数を加えたものを標準処理期間とする。

ただし、以下(1)～(5)の条件のいずれかに該当する道路使用許可を必要とする行為（以下「要許可行為」という。）の申請に係る処理に対しては当該標準処理期間は適用されない。

- (1) 法第79条に基づき、道路の管理者との協議が必要なもの。
- (2) 他に調整を行う必要のある要許可行為があるもの。
- (3) 交通規制の実施、変更等を行う必要があるもの。
- (4) 二以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの。
- (5) 一般交通への妨害性が顕著であるため、許可に際して特に慎重に検討する必要のあるもの。

別 紙

県 内 警 察 署 所 在 地 一 覧 表

名 称	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
金沢中警察署	交 通 第 一 課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076) 262-1171
金沢東警察署	交 通 第 一 課	金沢市元町2丁目15番1号	(076) 253-0110
金沢西警察署	交 通 課	金沢市金石本町イ1番地の1	(076) 267-1241
大聖寺警察署	交 通 課	加賀市大聖寺東町1丁目1番	(0761) 72-0670
小松警察署	交 通 課	小松市上小松町乙163番地の1	(0761) 22-5231
寺井警察署	交 通 課	能美郡寺井町字寺井リ44番地	(0761) 57-1137
松任警察署	交 通 課	松任市八ツ矢町617番地	(076) 275-1142
鶴来警察署	交 通 課	石川郡鶴来町月橋町644番地	(07619) 2-1161
津幡警察署	交 通 課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3	(076) 288-3111
羽咋警察署	交 通 課	羽咋市旭町ユ20番地	(0767) 22-1122
七尾警察署	交 通 課	七尾市藤橋町亥部45番地の1	(0767) 53-4141
穴水警察署	交 通 課	鳳至郡穴水町字川島力4番地の1	(0768) 52-1167
輪島警察署	交 通 課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768) 22-0110
能都警察署	交 通 課	鳳至郡能都町字宇出津ウ字76番地	(0768) 62-1334
珠洲警察署	交 通 課	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	(0768) 82-0110

関 係 所 属 所 在 地 一 覧 表

所 属 名	所 在 地	電 話 番 号
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	金沢市神野町東170番地	(076) 262-1161